

トランスジェンダーの会員弁護士に対する差別的言辞を以ての殺害予告を強く非難する 会長声明

本年6月3日未明から6月5日未明にかけて、当会所属の会員弁護士の事務所のホームページに、「男のクセに女のフリをしているオカマ野郎」「メッタ刺しにして殺害する」などと書いた殺害予告のメッセージが匿名の者から断続的に送られてくるという事件が発生した。その会員弁護士は、自らがトランスジェンダー当事者であることを公表し、活動している。

このたびの殺害予告のメッセージは、弁護士に対する脅迫であり、弁護士の業務を妨害する行為として見過ごすことができないのは勿論のこと、その内容は、対象の会員弁護士のみならず、社会における全てのトランスジェンダー当事者の人々の存在そのものを否定するヘイトクライム（憎悪犯罪）にほかならず、当会として、断じて許すことはできない。

当会は、殺害予告を受けた会員弁護士が脅迫にひるむことなく弁護士業務を継続できるよう、必要な支援を行うとともに、全てのトランスジェンダー当事者の人々が個人の尊厳を持って差別されず生きることができる社会（憲法13条、14条）の実現に向けて、そのための活動に今後とも力を尽くす所存であることをここに表明する。

2023年（令和5年）6月6日
大阪弁護士会
会長 三木秀夫